

議案第28号

葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年6月9日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

第三者行為に係る医療費の助成の求償について定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年葛飾区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。
- (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。
- (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条、第9条の2及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。